

■さいたま市PTA協議会 会計規程

改正前	改正後	備考
<p>(事務機器購入積立)</p> <p>第7条 事務局で使用する事務機器購入のために、年度ごとに積み立てる。</p> <p>2 本会で購入する事務機器の、金額による決済権の所在は次のとおりとする。</p> <p>① 1,000,000 円以上 総会</p> <p>② 200,000 円以上 1,000,000 未満 理事会</p> <p>③ 50,000 円以上 200,000 円未満 正副会長会</p> <p>④ 50,000 円未満 会長及び事務局</p>	<p>(事務機器購入積立)</p> <p>第7条 事務局で使用する事務機器購入のために、年度ごとに積み立てる。</p> <p>2 本会で購入する事務機器の、金額による<u>決裁権</u>の所在は次のとおりとする。</p> <p>① 1,000,000 円以上 総会</p> <p>② 200,000 円以上 1,000,000 未満 理事会</p> <p>③ 50,000 円以上 200,000 円未満 正副会長会</p> <p>④ 50,000 円未満 会長及び<u>会計担当副会長</u></p> <p><u>3 事務機器を購入した際は、決算額を理事会に報告する。</u></p> <p>(事務機器購入以外の決裁権)</p> <p><u>第8条 事務機器購入以外の総会で承認されている支出および総会で承認されていない収入について、金額による決裁権の所在は次のとおりとする。但し、総会で承認されている保険口座の保険料預り金支出および事務手数料はその限りではない。</u></p> <p>① <u>200,000 円以上 理事会</u></p> <p>② <u>50,000 円以上 200,000 円未満 会長及び会計担当副会長</u></p> <p><u>2 金額によらず、項目ごとに決算額を理事会に報告する。</u></p> <p>※以降、条数は繰り下げる。</p>	<p>誤字</p> <p>不明瞭な取引及び会計処理の再発防止対策</p> <p>不明瞭な取引及び会計処理の再発防止対策</p>